

成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する 関係府省庁連絡会議幹事会（第6回）

第1 日 時 令和3年5月24日（月） 自 午前11時00分
至 午前11時35分

第2 場 所 Web会議の方法による開催

議 事

○**法務省民事局** 時間になりましたので、ただいまより、成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議幹事会を開催させていただきます。

私は法務省民事局参事官の笹井と申します。本日は皆様お忙しい中、幹事会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

御承知のように、成年年齢引下げは来年4月からの施行される予定であり、今年度が最後の年度となります。今年度、施行に向けてどういったことをやっていくかについては、追って工程表の改訂などのお願いをさせていただきたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても最後の1年間、しっかりと施行に向けた環境整備を進めていかなければならないと思っております。

また、附帯決議にもございましたように、これまでの施策がどれだけ国民の中に浸透しているのかの調査も最後の1年ということで重要になってくると思っております。そういった認識を共有するためにも、今回、幹事会を開催させていただいた次第です。

まず、配布資料を確認していただきますと、資料1といたしまして、「『成年年齢引下げに伴う消費者教育全力』キャンペーンの概要」を消費者庁様から頂いております。こちらは議事次第の2というところで消費者庁様から御説明いただく予定です。それから、資料2「令和2年度成年年齢引下げ浸透度調査結果」、これは法務省が行いました調査をまとめたものです。それから、資料3「金融リテラシー調査(学生)」、こちらは金融庁様から頂いたものでして、この2点につきましては議事次第の3、施策の浸透度調査の実施予定・実施結果に関する報告の中で法務省、それから金融庁からそれぞれ説明をさせていただきたいと思っております。

資料4-1から4-3まで3点、ヒアリング結果をまとめたものがございます。これも附帯決議で指摘されておりましたけれども、外部有識者の御知見も踏まえて連絡会議を運営していくことが求められておりましたので、これに対応するため、法務省の方で弁護士の先生、それから学校教育関係者の方から、少しこれまでの施策を御説明するとともに御意見を伺うという活動をしてまいりました。後ほど議事次第4、環境整備に関するヒアリング結果の報告として、私から御説明させていただきますけれども、そのヒアリング結果をまとめたものです。

配布資料1, 2, 3と4-1から4-3まで、合計6点でございますので、御確認いただければというふうに思っております。

続きまして、早速、議事次第ということに入らせていただきたいというふうに思います。まず冒頭、消費者庁様の方から「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンについて御説明くださいますでしょうか。よろしく願いいたします。

○**消費者庁** 資料の2ページ目を御覧ください。先ほどの参事官の御説明にもありましたとおり、これまでも、平成30年から令和2年度にかけて、消費者教育の取組に関するアクションプログラムという形で関係4省庁、金融庁さんと文科省さんと法務省さんと、それから消費者庁という形でやってきておりましたけれども、今年度につきましては特に力を入れていこうということで、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンという形で、地方公共団体、大学、関係団体、メディアなどを巻き込んだ重層的な取組をし

ていくということで、本年の3月にキャンペーンの内容を関係4省庁で決定をしたということで、取組を進めているところでございます。

資料3ページ目を御覧ください。キャンペーンの具体的なイメージですけれども、関係4省庁が連携をいたしまして、大きく四つの柱、地方公共団体・大学などへの働きかけ、関係団体への働きかけ、イベント・メディアを通じた周知というものをコンテンツの充実・活用の促進という形でそこを支えているという状況でございます。

4ページから6ページにかけては、関係4省庁でこのキャンペーンの内容として取り組もうとしている具体的な内容でございますので、説明は省略いたしまして、7ページ目以降につきましては、このキャンペーンに基づきまして消費者庁の方で取り組んでいる内容でございます。

7ページ目につきましては、成年年齢引下げに向けました消費者教育の関係でTwitterアカウントを開設をして情報発信をしているということ、8ページにつきましては、消費者庁の方で特設ページを作成いたしまして、関係する動画ですとかチラシの情報をまとめて情報提供しているところでございまして、こちらにつきましては法務省さんの方の作成されておられます関係資料についても併せて掲載をさせていただいております。9ページ目につきましては、コンテンツとして具体的に作成しているものの幾つかを御紹介ということで、ゆりあんレトリバアさんの出演でラップを使って成年年齢引下げに向けた注意喚起の動画を作成したりですとか、あとは下の部分ですけれども、「18歳から大人」ということで、若い方に多いトラブルを御紹介しながら注意喚起をするような取組を進めているという状況でございます。

今年度1年間、このキャンペーンに基づきまして関係省庁、4省庁を中心に連携して取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○法務省民事局 吉村課長、どうもありがとうございます。今、議事次第の2につきまして御説明を頂きました。意見交換等あるかもしれませんが、またまとめて時間を取っておりますので、取りあえずは次に進みたいというふうに思います。

続きまして、議事次第の3、施策の浸透度調査の実施予定・実施結果に関する報告でございます。

まず、法務省の方から御説明をさせていただきます。

こちらは先ほど少し私の方から申し上げましたように、環境整備の施策をいろいろ進めていくというだけではなくて、その施策が実際どれだけの効果を上げているのか、どれだけ国民の中に浸透していくのかが重要です。この点は、成年年齢引下げの国会審議の中でも、質疑の中で大分時間を割いて質疑がされたということでもございますし、また、参議院の附帯決議にもそういった項目が入っているということもございまして、法務省の方では1回、内閣府様をお願いをして世論調査をやっていただきましたけれども、そのほか独自の活動として、調査会社をお願いして浸透度の調査を行っております。

項目といたしまして、資料2にございますように、そもそも成年年齢引下げを知っているかどうかということですか、またその時期、それから、成年年齢引下げによって具体的に何がどういうふうに違ってくるのかというようなことについて御質問をして、どの程度の理解が進んでいるのかということ进行调查してきたところです。今日お示しいたしました

のは令和3年3月に実施した結果でございますけれども、これは一年前にもやっております、今回浸透度調査としては二度目ということになります。1回目から変わっている部分といたしましては、問いかけの意味が余り理解されなかったのではないかなというようにことも踏まえまして、問の表現を変えております。また、集計の仕方として、資料2、最初の方を御覧いただくと、若年層が16歳から17歳、18歳・19歳、それから20歳から22歳までということで三つの層に分かれておりますけれども、この辺も1回目ではもう少し漠と若者というふうにくくっておりましたのを三つの年齢層に分けたということで、少し分析を精緻にしたというところがございましてけれども、質問の項目としては大体同じようなことを聞いているというところなんです。

第2回の結果ですけれども、16歳・17歳は150人、18歳・19歳は150人、20歳から22歳まで240人、それから親世代540人ということで対象といたしましたけれども、16歳から17歳、それから18歳・19歳という、正に当事者の方は、成年年齢が引き下げられることについては9割程度の認知度があります。若者の層でも二十歳を既に超えているという方だと70%強、親世代40代、50代になりますと4分の3程度ということでございます。

それから、二つ目、引下げの時期につきましても、16歳・17歳の方々が合わせて80%ぐらいです。ピンポイントで分かっているという方と、正確には分からないけれどもここ数年のうちだろうというふうな方を合わせると8割程度、18歳・19歳もおおむね同じ程度ということでございます。20歳から22歳、それから40代、50代の方になると7割弱ぐらいというような認知度でございます。

それから、成年年齢の具体的な意味内容になってまいりますけれども、未成年者取消権につきましては、これも16歳・17歳、18歳・19歳の理解度が高くて45.3、46%というところなんです。その上になると3分の1程度になっております。

1枚おめくりいただきまして、成年年齢になると契約はもう取り消せないということの理解度について質問いたしました。これも16歳・17歳の方の理解度が56.7%、18歳・19歳の方が50.7%ということですが、その上になると4割台になってきております。

そのほか、親権、それからもう少し、成年年齢そのものではなくて、他法令で、例えば喫煙、飲酒の年齢がどうなるのかといったところについても、その5で御質問をしているところなんです。全体的な傾向といたしまして、具体的に今申し上げた四つの点でも共通することですけれども、全体的に16歳から17歳の方の理解度が相対的には高いという結果になっております。16歳・17歳、それから18歳・19歳の方の理解度が相対的には高く、その上の年齢になってくるとだんだん落ちてくるということが言えるのかなというふうに思っております。もちろん、まだまだ絶対的な理解度の割合としては高めていくのが望ましいというふうに思っておりますので、引き続き環境整備を推進してまいりたいというふうに思いますけれども、ただ、相対的にはほかの年齢よりはその当事者の方々の理解度が高まっているということにつきましては、これまで関係省庁の皆様の御努力によって環境整備が進められてきた、その成果の一端が表れているのではないかなというふうに考えているところです。

今後の予定といたしましては、今年度も引き続き同様の浸透度調査を行いたいというふう

に思っておりまして、具体的にその時期でありますとか回数につきましてはまだ決めておりませんが、こういった成年年齢引下げの全般的な理解度につきまして、法務省として今年度も行っていく予定でございます。

法務省からは以上でございます、続きまして消費者庁様の方からお願いできますでしょうか。

○消費者庁 消費者庁です。消費者教育推進課でございます。消費者教育の観点では、先ほども少し御説明しましたけれども、アクションプログラムに基づきまして3年間やってきているところでございますので、文部科学省さんにも御協力いただきながら、どの程度消費者教育の内容が若い方に理解をされているかという調査というのを何らかの形で今年度は実施をしようと思っております、今検討しているという状況でございます。

以上です。

○法務省民事局 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして金融庁様の方からお願いいたします。

○金融庁 私の方からは、お配りしております「金融リテラシー調査（学生）」というタイトルの資料について御説明をさせていただきます。こちらなんですけれども、日本銀行の中にあります金融広報中央委員会さんというところで実施しました2019年の金融リテラシー調査の結果の概要となります。

こちらは3枚になっているのですが、最初に3枚目を御覧いただいた方が分かりやすいかと思っておりますので、すみませんが、3ページ目を御覧ください。まず、この調査なんですけれども、調査自体は2019年3月に行われまして、全国の18歳から79歳の個人約2万5,000人の方を対象としております。ですので、そのうちこの学生という定義は18歳から24歳の学生の方の結果についてまとめたものが3ページ目となっております。全サンプルというのは、したがって、成人の方も含めた全サンプルということになります。その全サンプルと学生の方全体について、(2)の表とその右のパイチャートを比べていただければと思うのですが、やはり成人の方を含めた全体の平均と比べると、学生さんの方が金融知識、判断力についておおむね低い結果が出ているということが分かります。

戻っていただきまして、次に2ページ目なんですけれども、こちらが学生さんのうち金融教育を受けていない学生さんについて同様に比較してみたものとなりますけれども、学生全体の数値よりも全体的に、金融教育を受けていない学生さんの方が低い結果というものが出ております。特徴としましては、(3)というところなんですけれども、学生さんですので全体的に老後の資金の計画とかそういったものは当然低く出ているのですが、例えば一番上の金融時に備えた資金を確保している人の割合ですとか、その次の1か月の支出を把握している人の割合、こういったところが学生さん全体から見ても特に低く出ているということが分かるかと思っております。あとは、真ん中の方にありますけれども、株式を購入したことがある人の割合ですとか、逆に商品性を理解せずに投資信託を購入したですとか、外貨預金等を購入した人の割合、こちらは高く出ている、特に全体のサンプルと比べると非常に高い数値が出ているということが分かるかと思っております。

最後に、1ページ目なんですけれども、こちらは金融教育を受けたという学生さんについての調査結果というふうになります。(2)のパイチャートを御覧いただくと、全サン

ル、成人の方を含めた全体の平均とほぼ近い知識・判断力というのがあるという結果になっているということが分かるかと思えます。(3)の行動や考え方等に関する特徴というところで言いますと、一番上の緊急時に備えた資金を確保している人の割合というのが学生全体と比べても非常に高い、その下の1か月の支出を把握している方の割合というのも非常に高いということが分かるかと思えます。あと、真ん中より少し下なんですけれども、金融トラブル発生時の相談窓口を認識している人の割合というのも学生全体と比べると非常に高くなっているということが分かるかと思えます。あと、その二つ下の金融教育というところのカテゴリーの一番上、学校で金融教育を行うべきと思っている人の割合、こちらが8割を超える数字ということになっておりまして、金融庁としましても、成年年齢引下げに伴いまして、こうした契約などを行うこととなりますので、若い方たちが、成年になる方、成年になって間もない方に正しい金融リテラシーを身につけていただくということが非常に重要であるというふうに考えております。

私からの説明は以上となります。

○法務省民事局 金融庁様、どうもありがとうございました。

引き続きまして、厚生労働省様、お願いいたします。

○厚生労働省 厚生労働省では、若者の職業意識を高めるために、労働関係法令に関する教育・啓発活動を継続して実施しております。具体的には、労働関係法令についての分かりやすいハンドブックを作成し、全国の高校、ハローワーク等に配布し、周知に努めております。令和元年度については83万2,000部を配布しており、こちらは引き続き取り組んでまいります。また、中学、高校、大学等における講義や、セミナーの実施等による労働関係法令の基礎的知識の周知のほか、労働問題に関する有識者や、過労死された方の御遺族を講師として学校へ派遣するという取組も行っております。また、高校・大学等の指導者用資料を作成して全国の高校・大学等に配布したり、当該資料の活用に向けた指導者向けのセミナーを実施しており、引き続き取り組んでまいります。さらには、高校生や大学生をはじめとする就職予定の方を対象とした労働法に関するeラーニング教材を公開して周知も行っております。

厚生労働省からは以上でございます。

○法務省民事局 厚生労働省様、どうもありがとうございました。

それでは、議事次第3、施策の浸透度調査につきましては以上ということになります。繰り返しになりますけれども、法務省といたしましては、国会での審議での状況等を踏まえて、今年度も全般的な浸透度調査を行っていきたいというふうに思っているところでございます。法案審議の時点における国会での関心も高かったということもございますので、是非浸透度調査、私どもは私どもでできることをやっていきたいというふうに思っておりますけれども、それぞれのお持ちの施策の中でどのような効果測定を行うのかということにつきましては、引き続きそれぞれの方で御工夫を頂ければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして議事次第4でございます。

これも先ほどちょっと頭出しさせていただきましたが、参議院での附帯決議も踏まえまして、役所の担当者だけではなくて、外部の方の有識者の御知見も活用して環境整備施策につなげていくという趣旨の下で、これまた継続的にやっていきたいというふうに思います。

ので、それぞれのタイミングでまた御報告させていただきたいというふうに思っておりますが、差し当たり今年度一番直近で今、準備ができているというところだと、法教育関係の方から御紹介を受けまして、まずは日弁連の法教育委員会事務局次長の弁護士の先生、それから高校の先生お二方から御意見を伺いました。これは、最初の消費者庁さんの御説明の中にもございましたけれども、法務省で、契約でありますとか、この成年年齢引下げをきっかけに、例えば喫煙の年齢でありますとか、飲酒の年齢でありますとか、そういった大人として成年年齢を迎える前に身に付けておいていただきたい知識を幾つかピックアップして、漫画とかクイズとか、そういったもので分かりやすく学んでいただけるような、そういうウェブサイトがこの4月に公開したんですが、そういったウェブサイトも御覧いただいたほか、いつも皆様の御協力を頂いて作成しております工程表の内容なんかも御説明いたしまして、これまでの取組を御説明した上で御意見を伺ったというものでございます。

まず、法教育の事務局次長の張江弁護士ですけれども、資料4-1を御覧いただきますと、まず、今私が申し上げたウェブサイトについて、様々な情報を自ら分析して評価していく、インターネットを含めて、氾濫する多くの情報の中から自分がそれをどのように正しいものを評価して選択していくのか、そういう視点というのが今後は必要になってくるんじゃないかと、その辺が少し欠けているんじゃないかというような御指摘を頂きました。

二つ目の○ですけれども、契約というのは、これは法教育の先生なので、そういった分析の視点からの御意見ですけれども、複数の選択肢の中から自分が契約しようとする目的に沿ったものとしてどういうものを選んでいくのかと、そういう選択というのが正しく契約という行為なので、そういった視点が必要なのではないかというような御指摘を頂いたところです。そういった視点は来年度の改訂される学習指導要領にも、今正に教育で求められているものなんじゃないかというような御指摘を頂いたところです。

それから、4-2を御覧いただきまして、これは今申し上げたウェブサイトを高校生の意見も取り入れながら作ってきましたけれども、その際に御協力くださいました関西学院の大阪の千里国際高等部、米田謙三先生からです。一般論として、一つ目の○ですけれども、消費者被害への対策というのは重要で、二つ目の○にございますように、いろいろな教材が作成され、開発されてきていますので、大分充実しているけれども、やはり高校生の皆さんは実体験しているというわけではなく、どうしても教材を通じてということになりますので、なかなか実感が湧くというのが難しいのではないかというような御指摘があったところです。それから、少し契約とは離れますけれども、インターネットリテラシーというのが今後非常に重要になってくる中で、このインターネットに関しては教員側のいろいろな法律的な知識も欠けている面があるのではないかというような御指摘を頂いたところです。また、少し別の観点になりますが、生徒さんが実感を持って学ぶという意味で、アクティブラーニングという考え方に基づいて消費者教育なんかも今、行われていると承知しておりますけれども、こういった手法というのがますます積極的に取り入れられる必要があるのではないかという御指摘でございました。

それから、資料4-3、最後ですけれども、東京都立蒲田高等学校の浅川貴広先生でございます。今までのお二方の先生とちょっと御感触が違うかもしれませんけれども、成年年齢の引下げで具体的に何が変わるのかというのをまだ知らない生徒さんも結構多いという

ような実感だということでした。非常に優秀な層の生徒の皆さんというのは放っておいても大丈夫なんだけれども、なかなか自分で情報を収集できない生徒さんもいらっしゃって、それはいろいろな大量の情報にさらされると拒絶感というのがまず最初に出てしまうということもあるようでして、丁寧にケアすべき層に対しては必要な情報というのを精選して提供する、そういうことを検討すべきではないかという御指摘がございました。先生方にとっても各役所からいろいろな教材が送られていて大量に来るので、どれをどういうふうを選んでそれを授業に活用していくか、送りっ放しだとなかなか先生方も対応し切れないところがあるということで、どういう場面でどういうふうに活用できるのかをしっかりと示していくことが使いやすさという点では必要なんじゃないかというような御指摘を頂いたところです。私どももなるほどと思わされる場所、反省させられる場所もございまして、私どもの今後の活動にも役立ててまいりたいというふうに思っております。関係省庁の皆様方におきましても参考にしていただければと思っております。

議事次第4、環境整備に関するヒアリング結果の報告は以上でございます。

続きまして、5、私どもからのお願いということになりますけれども、令和3年度の工程表の改訂についてでございます。これまた例年のことでもございまして、法務大臣を議長といたしまして各省庁の局長の皆様方に御出席いただきます親会ですが、6月又は7月に開いて、各年度の工程表改訂をしております。また今年度も日程調整させていただきたいというふうに思っております。日程調整、それから、それぞれの具体的なお願いにつきましては、また担当者の方からメール等で各省庁の担当者の皆様にご送らせていただきますので、御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、その際に、今年度最後ということになりまして、どういうところに重点的に取り組むのかということについて、いつものエクセル表に書き込むというだけではなくて、既存のもので構いませんので、こういう施策なんですということをお示しいただく資料のようなものも併せて今年度お願いできればというふうに思っております。その点につきましてお答えを下さいますと幸いです。その点につきましても、詳細につきましては、また担当者同士で御連絡をさせていただければというふうに思っております。

工程表の改訂につきましては以上でございます。

では、議事次第6、意見交換ということで、ただいままでの議事次第2から5まで、全体につきましてですけれども、何か御意見等がございましたら御発言いただければというふうに思いますが、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。もし後から思い付いたとかいうことがありましたら、またメール等で御連絡いただければというふうに思います。

それでは、本日の幹事会は議事としては以上でございます。

最後、7ということで、次回連絡会議は、親会を6月又は7月に予定しておりますけれども、それに先立ちまして幹事会、親会に上げる工程表の案をまとめる幹事会を一度、開催したいと思っております。いずれにつきましても、日程調整はまたこれからということでございますので、御連絡を差し上げたいと思います。

工程表の改訂につきまして、これまでの施策を踏まえて今年度どういうことをやっていくのかを書き込んでいくこととなりますので、お忙しいところ大変恐縮ですけれども、御協力のほどをお願いしたいというふうに思います。

それでは、特にほかに皆様方なければ、幹事会は以上で閉会ということにさせていただきます。

本日は大変お忙しい中、本当にどうもありがとうございました。失礼いたします。

—了—